

草津市公報

発行日 令和2年3月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 4 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則（子ども家庭課） 2
 草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則（開発調整課） 3

◎ 訓 令

草津市緑化推進連絡協議会規程の一部を改正する訓令（公園緑地課） 3
 草津市児童手当支給等事務取扱規程の一部を改正する訓令（子ども家庭課） 4

◎ 告 示

介護保険法第42条の2の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課） 4
 介護保険法第42条の2の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について（介護保険課） 5
 介護保険法第115条の規定に基づく草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定について（介護保険課） 5
 草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱（幼児課） 6
 介護保険法第82条第2項の規定に基づく居宅介護支援事業所の廃止の届出について（介護保険課） 8
 草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の廃止の届出について（介護保険課） 8
 公示送達について（介護保険課） 9
 草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱（幼児課） 9
 公示送達について（税務課） 11
 生活保護法49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 12
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課） 12
 公示送達について（税務課） 12
 指定管理者の指定期間の変更について（総務課） 12
 公示送達について（税務課） 13
 指定管理者の指定期間の変更について（まちづくり協働課） 13

◎ 公 告

草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課） 14
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 14
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 15
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 15
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 16

| | |
|--------------------------------|----|
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 16 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 17 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 17 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 18 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 18 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 19 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 19 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 20 |
| 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） | 20 |

◎ 教育委員会告示

| | |
|---------------------------|----|
| 草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） | 21 |
|---------------------------|----|

◎ 選挙管理委員会告示

| | |
|-----------------------------------|----|
| 選挙人名簿の登録の移替えの延期について | 21 |
| 選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について | 21 |
| 投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について | 21 |
| 期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について | 21 |
| ポスター掲示場の掲示区画数について | 22 |
| ポスター掲示場の設置場所について | 22 |
| 選挙長の公印について | 22 |
| 選挙人名簿の登録を行う日を定めることについて | 22 |
| 50分の1、6分の1および3分の1の数について | 22 |

◎ 選挙管理委員会公告

| | |
|-------------------------------|----|
| 個人演説会等の施設の設備の程度について | 23 |
| 個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額について | 25 |

規則

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月4日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第1号

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則

草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に関する規則（平成25年草津市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第2号および同条第8項第2号中「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改め、同項第7号中「一般教育訓練給付金の支給決定通知書」を「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」に、「一般教育訓練給付金」を「教育訓練給付金」に改める。

第4条第4項第2号および同条第7項第2号中「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号（第3条第3項関係）

自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定申請書

年 月 日

草津市長 宛

下記の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付金支給対象講座の指定を申請します。

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|-----------------|
| 申請者氏名 (個人番号) | 別記 | 生年 月 日 | 年 月 日 生 (性別) |
| | 個人番号 | | |
| 住所 | (〒) | 電話 | () - |
| 教育訓練施設の 名称 | | | |
| 教育訓練講座の 名称 | | | |
| 教育訓練の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日) | | |
| 所要費用(予定) | 入学金 | 四、受講料 | 円 合計額 円 |
| 公共職業安定所の 教育訓練給付金受 給資格の有無 | 受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない | | |
| 過去の受給の有無 | 過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない | | |
| 申請者と生計を にする者の氏名等 (注6参照) | 別記 | 生 年 月 日 生 (性別) | |
| | 個人番号 | | |
| | 住所(別居の場合) | 申請者の地方税上の扶養家族に該当 する・しない | |

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (備考) | 受理 番号: |
| 承諾書 | |
| 自立支援教育訓練給付金支給の対象講座の指定および支給要件を審査するため、課税情報および住民基本台帳について、草津市子ども未来部子ども家庭課職員が閲覧することならびに公共職業安定所に必要な情報の提供を求め、および提供を受けることに同意します。 | |
| 草津市長 宛 | 申請者氏名 印 |

(注1)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金および受講料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下同じ）です。
- 支給の対象となるのは、入学金および受講料の合計の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。（その額が12万円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。
- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。（その額が12万円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設により説明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、速やかに様式第5号「自立支援教育訓練給付金指定講座受講中止届」を提出してください。
- 「申請者と生計を『にする者の氏名等』欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を『にする者がいる場合に記載してください。
(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない。
(2) 婚姻(※)にまらないうで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない、(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう」

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条第5項関係）

自立支援教育訓練給付金支給対象講座指定通知書

年 月 日

草津市長 宛

さきよりあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給対象講座の指定の申請について、下記のとおり指定したので通知します。

| | |
|-----------|-------------------------|
| 教育訓練施設の名前 | |
| 教育訓練講座の名前 | |
| 教育訓練の期間 | 年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日) |
| 所要費用(予定) | 入学金 円、受講料 円、合計額 円 |
| ※ | 指定番号: |

(注1)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金および受講料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。以下同じ）です。
- 支給の対象となるのは、入学金および受講料の合計の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。（その額が12万円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。

- 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。(その額が1,2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。)
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、速やかに様式第5号「自立支援教育訓練給付金支給指定講座受講中止届」を提出してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了後に、あらかじめ「自立支援教育訓練給付金支給申請書」およびこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第3条第7項関係)

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

草津市長 宛

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

| | | | | |
|--------------------------------------|-------------------------|-------------|-------|-----|
| 申請者氏名 (個人番号) | フリガナ | | | |
| | 個人番号 | | | 印 |
| 教育訓練施設の名称 | | | | |
| 教育訓練講座の名称 | | | | |
| 教育訓練の期間 | 年 月 日～ | | 年 月 日 | |
| | (受講開始日) | | | |
| 所要費用 | 入学金 | 円、受講料 | 円 | 合計額 |
| | | | | 円 |
| 雇用保険による教育訓練給付金の受給額 | 円 | | | |
| 支払金融機関 申請者と生計を一にする子の氏名等 (注3参照) | 金融機関名 | 口座の種類 普通・当座 | | |
| | 支店名 | 口座番号 | | |
| | 口座名義(フリガナ記入) | | | |
| | フリガナ | 生年 | 年 | 月 |
| | 個人番号 | 日 | 日 | (歳) |
| | 住所(別居の場合) | | | |
| | 申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない | | | |
| 備考 | | | | |

(注3)

- 支給申請期間は受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする旨がある場合に記載してください。
 - 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父ではない
 - 特別(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。
(様式の経過措置)
- この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の草津市ひとり親家庭自立支援給付金の支給に

関する規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和2年2月4日揭示済み)

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月6日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第2号

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の一部を改正する規則

草津市開発行為の手続および基準等に関する規則(平成24年草津市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「琵琶湖湖岸景観形成重点地区・伝統的沿道景観重点地区」を「琵琶湖湖岸景観形成重点地区・伝統的沿道景観重点地区・東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区」に改める。

付 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお従前の規定による。

(令和2年2月6日揭示済み)

訓 令

草津市緑化推進連絡協議会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年2月3日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第1号

草津市緑化推進連絡協議会規程の一部を改正する訓令

草津市緑化推進連絡協議会規程（昭和58年草津市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「総合政策部企画調整課長」の右に「、総合政策部危機管理課長」を加え、「環境経済部環境政策課長」の右に「、環境経済部商工観光労政課長、環境経済部農林水産課長」を加え、「健康福祉部健康福祉政策課長」の右に「、健康福祉部障害福祉課長、健康福祉部長寿いきがい課長」を加え、「子ども未来部子ども家庭課長」を「、子ども未来部子ども・若者政策課長」に改め、「建設部道路課長」の右に「、建設部草津川跡地整備課長」を加え、「および土地開発公社管理業務課長」を「、教育委員会事務局スポーツ保健課長および教育委員会事務局歴史文化財課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年2月20日から施行する。

(令和2年2月3日掲示済み)

草津市児童手当支給等事務取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年2月6日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第2号

草津市児童手当支給等事務取扱規程の一部を改正する訓令

草津市児童手当支給等事務取扱規程（平成24年草津市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項を次のように改める。

規則第12条の9第1項に規定する市長の定める日は、支払期月の前月の10日とする。

第29条第1項を次のように改める。

規則第12条の10第1項に規定する市長の定める日

は、支払期月の前月の10日とする。

別記様式第28号を次のように改める。

様式第28号(第30条第1号関係)

第 号
年 月 日

様

草津市長

利用者負担額徴収決定通知書

児童手当法第21条および第22条の規定によって、徴収する利用者負担額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

1. 対象児童

| |
|-------|
| 児童の氏名 |
| |

2. 徴収内容

| 児童手当等支払期日 | 徴収する利用者負担額 | 摘要 |
|-----------|------------------|----|
| 年 月 分 | (円 月分利用者負担額) | |
| 年 月 分 | (円 月分利用者負担額) | |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

付 則

この訓令は、令和2年2月6日から施行する。

(令和2年2月6日掲示済み)

告 示

草津市告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定に基づき告示する。

令和2年2月3日

草津市長 橋川 渉

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名と住所 | サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|---------------------|-------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|---------------------------|--------------|------------|
| ステップアップ (小規模多機能) | 滋賀県草津市 矢橋町155番 地1 | 株式会社京高田 京都市山科区御陵 中内町38-8 | 代表取締役 高田 勝美 京都市山科区御 陵鴨戸町14-11 | (介護予防) 小規模多機能型 居宅介護 | 令和2年 2月1日 | 2590600348 |

(令和2年2月3日掲示済み)

草津市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定に基づき告示する。

令和2年2月3日

草津市長 橋川 渉

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名と住所 | サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|-------------------|-------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|---------------|--------------|------------|
| ステップアップ (通所介護) | 滋賀県草津市 矢橋町155番 地1 | 株式会社京高田 京都市山科区御陵 中内町38-8 | 代表取締役 高田 勝美 京都市山科区御 陵鴨戸町14-11 | 地域密着型通所 介護 | 令和2年 2月1日 | 2590600348 |

(令和2年2月3日掲示済み)

草津市告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和2年2月3日

草津市長 橋川 渉

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名と住所 | サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------|
| ステップアップ (通所介護) | 滋賀県草津市 矢橋町155番 地1 | 株式会社京高田 京都市山科区御陵 中内町38-8 | 代表取締役 高田 勝美 京都市山科区御 陵鴨戸町14-11 | 介護予防型デイ サービス | 令和2年 2月1日 | 2590600348 |
| <p>草津市告示第16号</p> <p>草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。</p> <p>令和2年2月3日</p> <p style="text-align: right;">草津市長 橋 川 渉</p> <p>草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱</p> <p>草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱（平成28年草津市告示第31号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条および第2条を次のように改める。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号に掲げる実費徴収補給付事業として、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）および法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得世帯または多子世帯の子どもが、法第59条第3号イに規定する特定教育・保育等（以下「特定教育・保育等」という。）または法第30条の11第1項に規定する特定子ども子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園または幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する者。以下同じ。）に対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下「特定子ども子育て支援」という。）を受けた場合において、当</p> | | | | <p style="text-align: right;">（令和2年2月3日揭示済み）</p> <p>該保護者が支払うべき実費徴収について給付金を支給するものとし、その実施に関し必要な事項は、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>（支給対象者）</p> <p>第2条 給付金の支給の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する教育・保育給付認定保護者または収入その他の状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者</p> <p>(2) 特定子ども子育て支援を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者のうち、次に掲げる者</p> <p>ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者</p> <p>イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）または小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援</p> | | |

学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)の保護者

ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者として市長が認める者第3条各号を次のように改める。

(1) 教育・保育給付認定保護者(前条第1号に規定する者に限る。)に係る副食材料費以外の実費徴収費(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第30号。次号において「条例」という。)第13条第4項各号(第3号を除く。))および第43条第4項各号に掲げる費用) 一人当たり月額2,500円

(2) 施設等利用給付認定保護者(前条第2号に規定する者に限る。)に係る副食材料費 一人当たり月額4,500円

第4条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者または施設等利用給付認定保護者」に改め、同条第3項中「子どもの在籍する特定教育・保育等の」を「子どもに、特定教育・保育等または特定子ども子育て支援を提供した」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、記載項目を満たしている場合は、任意様式に代えることができるものとする。

第4条に次の1項を加える。

4 第1項の申請書の提出により、交付規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

第5条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の決定通知書による通知をもって、交付規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

年 月 日

草津市長 宛

申請者(保護者)

住所

氏名

電話番号

実費徴収に係る給付金支給申請書

実費徴収に係る給付を受けたいので、草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱第4条第1項の規定により申請します。なお、給付金の支給対象となった場合は、給付金は下記の指定口座に振り込んでください。

給付金受給資格に係る審査および給付金の算定に際し、私の世帯の次の情報を閲覧および調査することに同意します。

- (1) 生活保護受給情報(第2条第1号関係)
- (2) 住民基本台帳
- (3) 市民税課税台帳(第2条第2号関係)

| | | | |
|-------|-------|----------------|-------|
| フリガナ | | 施設名 | |
| 子ども氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 個人番号 | | | |
| 振込先 | 余額振替名 | 銀行・信金 信組・農協 | 支店名 |
| | 口座番号 | | 口座名義人 |
| | | | 預金種目 |
| | | | 通・型別 |

※申請者と口座名義人が異なる場合は、名義人に振込権を委任した者とみなして相違ありません。

申請する子どもの同居者(申請子どもを除く。)

| (ふりがな) 氏名 | 申請する子ども との続柄 | 生年月日 |
|--------------|-----------------|-------|
| | | 年 月 日 |
| 個人番号 | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| 個人番号 | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| 個人番号 | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| 個人番号 | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| 個人番号 | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |
| 個人番号 | | 年 月 日 |
| | | 年 月 日 |

付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和2年2月3日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の規定は、令和元年10月1日以後に発生する実費徴収費から適用し、同日前に発生し

た実費徴収費については、なお従前の例による。

(令和2年2月3日掲示済み)

草津市告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和2年2月3日

草津市長 橋川 渉

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名と住所 | サービスの種類 | 指定廃止年月日 | 事業所番号 |
|---------------------|----------------|---------------------------------------|-----------------------------------|---------|-----------|------------|
| ケアステーション一歩居宅介護支援事業所 | 滋賀県草津市矢橋町155-4 | 特定非営利活動法人ケアステーション一歩 滋賀県草津市矢橋町155-4 | 理事長 小西峰生 京都府向日市上植野町芝ケ本3番地20 | 居宅介護支援 | 令和2年2月15日 | 2570600680 |

(令和2年2月3日掲示済み)

草津市告示第18号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和2年2月3日

草津市長 橋川 渉

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称および主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名と住所 | サービスの種類 | 指定廃止年月日 | 事業所番号 |
|-----------|------------------|----------------------------|---------------------------------|-------------|-----------|------------|
| リハプライド 守山 | 滋賀県守山市吉見二丁目9番34号 | 株式会社トップ 滋賀県草津市北大萱町549-7 | 代表取締役 新庄 昇 滋賀県草津市志那町232-1 | 介護予防型デイサービス | 令和2年2月29日 | 2570700969 |

(令和2年2月3日掲示済み)

草津市告示第19号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月3日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

平成31年度 第7期介護保険料督促状
介護保険料還付通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年2月10日に送達
があったものとみなす。

平成31年度第7期介護保険料督促状公示送達者名簿

Table with 2 columns: No. (1-23) and 氏名 (Names). The table lists 23 individuals whose names are partially obscured by vertical lines.

介護保険料還付通知書公示送達者名簿

Table with 2 columns: No. (1-23) and 住所 (Addresses). The table lists 23 addresses, many of which are partially obscured by vertical lines.

(令和2年2月3日揭示済み)

草津市告示第20号

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱を

ここに制定する。

令和2年2月5日

草津市長 橋川 渉

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、市以外の者が設置する保育所および認定こども園（以下「補助対象施設」という。）を利用する子どもにかかる副食費（以下「補助対象経費」という。）について、当該児童が第3子以降である場合に、当該補助対象経費を免除する事業に係る費用の全部または一部について補助金を交付し、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する業務を目的とする施設であり、同法第35条第3項による届出をし、または同条第4項の認可を得ている施設
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 副食費 補助対象施設における食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に係る費用であり、本事業の適用により軽減される前の額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号に定める副食費の実費徴収が免除となる場合を除く。）
- (4) 対象児童 草津市が認定を行った教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する者）であって、保育所または認定こども園を利用する児童のうち、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第14条の規定による特定被監護者等が3人以上いる世帯の第3子以降の児童

(5) 2号認定 子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に係る教育・保育給付認定保護者

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する対象となる事業は、別表の認定区分における対象世帯に対し、補助対象施設が提供する、対象児童の副食費を免除する事業とする。

2 別表に定める市町村民税所得割課税額を判定する保護者等の世帯所得の判定は、4月から8月までの利用分は該当年度の前年度の市町村民税所得割課税額により行い、9月から3月までの利用分については該当年度の市町村民税所得割課税額により行うものとする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、対象児童の副食費のうち、次により算出された額とする。

(1) 補助基準額（月額）は、副食費と4,500円を比較して少ない額とする。

(2) 対象児童の月途中の入退所等により保育料または副食費が日割計算となる場合は、当該日割計算により算定された額を補助基準額（月額）とする。

2 補助金の交付額は、前項の補助基準額（月額）に当該対象児童の延べ利用月数を乗じて得た額の合計額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設は、草津市多子世帯子育て応援事業費補助金申請書（別記様式第1号）により市長に交付申請をしなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 副食費（月額）を規定した規則（園則）等

(2) 副食提供報告書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出により、交付規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、内容等を審査のうえ、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付すると決定したときは、草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないものと決定したときは、草津市多子世帯子育て応援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

4 第2項の決定通知書による通知をもって、交付規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

5 第2項の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、市長に草津市多子世帯子育て応援事業費補助金請求書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

6 市長は、前項の請求を行った者に対し、当該年度の補助金を一括して交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたときまたは受けたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年2月5日から施行し、令和元年10月1日以降に提供された副食の費用について適用する。

別表（第3条第1項、第2項関係）

| 補助対象経費 | 補助対象認定区分 | 補助対象世帯 |
|--------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 副食費 | 教育・保育給付2号認定 | 市町村民税所得割課税額が57,700円以上97,000円未満の世帯（令第4条第2項第6号に規定する要保護者等の世帯にあっては、市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯） |

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付申請書

草津市多子世帯子育て応援事業に係る補助金を交付されるよう、草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

| | |
|----------|---|
| 補助金交付申請額 | 円 |
|----------|---|

関係書類

- ・東川（副則）
- ・副食提供報告書

様式第2号（第6条第2項関係）

年 月 日

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付決定通知書

様

草津市長

年 月 日付けで交付申請のあった草津市多子世帯子育て応援事業費補助金について、交付決定しましたので通知します。

| | |
|------|---------------|
| 施設名 | |
| 対象期間 | 年 月 から 年 月 まで |
| 交付額 | 円 |

様式第3号（第6条第3項関係）

年 月 日

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金不交付決定通知書

様

草津市長

年 月 日付けで交付申請のあった草津市多子世帯子育て応援事業費補助金について、交付しないことと決定しましたので通知します。

| | |
|----------|--|
| 施設名 | |
| 不交付とした理由 | |

様式第4号（第6条第5項関係）

年 月 日

草津市長 宛

請求者

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け草津市第 号で交付決定の通知があった草津市多子世帯子育て応援事業に係る補助金を交付されるよう、草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱第6条第5項の規定により請求します。

| | |
|----------|---|
| 補助金交付請求額 | 円 |
|----------|---|

（令和2年2月5日揭示済み）

草津市告示第21号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月6日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

平成31年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

氏名：株式会社 アースデイ

住所：滋賀県草津市馬場町207番地78

3 上記の書類については、令和2年2月13日に送達があったものとみなす。

（令和2年2月6日揭示済み）

草津市告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年2月7日

草津市長 橋川 渉

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------|---------|-----------|
| 阪神調剤薬局 | 草津市矢橋町 | 令和2年1月31日 |
| 草津総合病院前店 | 1629-15 | |

(令和2年2月7日掲示済み)

草津市告示第24号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年2月7日

草津市長 橋川 渉

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------|---------|-----------|
| 阪神調剤薬局 | 草津市矢橋町 | 令和2年1月31日 |
| 草津総合病院前店 | 1629-15 | |

(令和2年2月7日掲示済み)

草津市告示第25号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不

明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月10日

草津市長 橋川 渉

- 送達すべき書類
平成31年度市県民税税額変更（決定）通知書
2通
- 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 上記の書類については、令和2年2月17日に送達があったものとみなす。

平成31年度市県民税税額変更（決定）通知書

| | |
|------|--|
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 交付先 | |
| 交付時期 | |
| 備考 | |

(令和2年2月10日掲示済み)

草津市告示第26号

指定管理者の指定期間の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に

関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定による指定管理者の指定（平成30年草津市告示第80号）について、次のとおり指定期間を変更したので、告示する。

令和2年2月13日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

名称 草津市立サンサンホール
所在地 草津市大路二丁目11番51号

2 指定管理者

名称 草津商工会議所
住所 草津市大路二丁目11番51号
代表者名 北村 嘉英

3 指定管理期間の変更

「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成30年4月1日から令和3年3月31日まで」に変更する。

(令和2年2月13日掲示済み)

草津市告示第27号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年2月13日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年2月20日に送達があったものとみなす。

| | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 草津市立サンサンホール | 草津市立サンサンホール | 草津市立サンサンホール | 草津市立サンサンホール | 草津市立サンサンホール | 草津市立サンサンホール |
| 草津商工会議所 | 草津商工会議所 | 草津商工会議所 | 草津商工会議所 | 草津商工会議所 | 草津商工会議所 |
| 北村 嘉英 | 北村 嘉英 | 北村 嘉英 | 北村 嘉英 | 北村 嘉英 | 北村 嘉英 |
| 平成30年4月1日 | 平成30年4月1日 | 平成30年4月1日 | 平成30年4月1日 | 平成30年4月1日 | 平成30年4月1日 |
| 令和3年3月31日 | 令和3年3月31日 | 令和3年3月31日 | 令和3年3月31日 | 令和3年3月31日 | 令和3年3月31日 |

(令和2年2月13日掲示済み)

草津市告示第28号

指定管理者の指定期間の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定による指定管理者の指定（平成30年草津市告示第60号）について、次のとおり指定期間を変更したので、告示する。

令和2年2月14日

草津市長 橋川 渉

1 公の施設

名称 草津市立まちづくりセンター
所在地 草津市西大路町9番6号

2 指定管理者

名称 公益財団法人草津市コミュニティ事業団
住所 草津市西大路町9番6号
代表者名 清水 和廣

3 指定管理期間の変更

「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」

を「平成30年4月1日から令和3年3月31日まで」に変更する。

(令和2年2月14日揭示済み)

公 告

公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月6日

草津市長 橋 川 涉

| 名称 | 位置 | 利用開始の期日 |
|-----------------|-----------------------|----------|
| 青地八反田 第二児童遊園 | 草津市青地町字 八反田1645番16 | 令和2年2月6日 |

(令和2年2月6日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年2月6日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|-----------------------------------------------------|-----------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市東草津二丁目9番48-104号 Bonheur Eterno 小林 進、小林 由美子 | 草津市矢橋町字海田185番7 外1筆 | 171.77㎡ | 令和2.2.6 | 1444 |

(令和2年2月6日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月6日

草津市長 橋 川 渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|-----------------------|------------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市矢橋町1492番地 井上 大士 | 草津市矢橋町字海田185番12 外2筆 | 167.24㎡ | 令和2.2.6 | 1445 |

(令和2年2月6日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月6日

草津市長 橋 川 渉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|-------------------------------------------|-----------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市野路町120番地2 ファミリーエ303号 東村 顕輔、東村 由佳 | 草津市矢橋町字海田185番9 外1筆 | 217.74㎡ | 令和2.2.6 | 1446 |

(令和2年2月6日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月6日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|--------------------------------------------|------------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 大阪府茨木市南安威二丁目5番27号 ヴィラエスパシオ305号 田中 秀忠 | 草津市矢橋町字海田185番11 外1筆 | 220.02㎡ | 令和2.2.6 | 1447 |

(令和2年2月6日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月6日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|---------------------------|-----------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 大津市湖城が丘12番1-716号 山下 伸幸 | 草津市矢橋町字海田185番8 外1筆 | 227.65㎡ | 令和2.2.6 | 1448 |

(令和2年2月6日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月6日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|---------------------------------------------|-----------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市橋岡町151番地1 フォレストコート202号 金咲 健宏、金咲 麻衣 | 草津市矢橋町字海田185番1 外2筆 | 167.98㎡ | 令和2.2.6 | 1449 |

(令和2年2月6日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月6日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|----------------------------|------------------------|---------|---------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 大津市大萱一丁目2番16-301号 加藤 貴則 | 草津市矢橋町字海田185番10 外1筆 | 165.94㎡ | 令和2.2.6 | 1450 |

(令和2年2月6日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月10日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|--------------------------------------------|---------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市平井五丁目18番1-201号 サン リヴァル 松原 洸平、松原 彩 | 草津市集町字三反長2番16 | 165.87㎡ | 令和2.2.10 | 1451 |

(令和2年2月10日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月10日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|-----------------------------------|---------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 近江八幡市鷹飼町1597番地（103 号） 大石 哲平 | 草津市集町字三反長2番17 | 165.86㎡ | 令和2.2.10 | 1452 |

(令和2年2月10日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月10日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|------------------------------------------|---------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市川原二丁目10番24-105号 ブランコカメーリア 茗荷 勇樹 | 草津市集町字三反長2番18 | 165.55㎡ | 令和2.2.10 | 1453 |

(令和2年2月10日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月10日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|--------------------------|---------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 栗東市糺二丁目5番4-302号 濱石 大也 | 草津市集町字三反長2番13 | 180.70㎡ | 令和2.2.10 | 1454 |

(令和2年2月10日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月10日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|-------------------------------------------|---------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 守山市水保町1184番地1 リマーレ雅201号 金岩 秀明、金岩 美加 | 草津市集町字三反長2番14 | 219.63㎡ | 令和2.2.10 | 1455 |

(令和2年2月10日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和2年2月10日

草津市長 橋 川 涉

| 開発許可を受けた者の 住所・氏名 | 開発区域の名称 | 面 積 | 検査済証 | |
|---------------------------------------------|---------------|---------|----------|------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 栗東市出庭1733番地13（102号） @清水ヶ丘 中村 憲一、中村 知美 | 草津市集町字三反長2番15 | 208.68㎡ | 令和2.2.10 | 1456 |

(令和2年2月10日揭示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第2号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月3日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

1 期 日 令和2年2月25日(火) 午前10時00分

2 場 所 教育委員会室

(令和2年2月3日揭示済み)

選挙管理委員会告示

草選委告示第1号

令和2年2月23日執行予定の草津市長選挙に伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することを定める。

令和2年2月7日

草津市選挙管理委員会

委員長 本間道明

登録の移替えを延期する期間

令和2年2月11日から草津市長選挙の期日まで

(令和2年2月7日揭示済み)

草選委告示第2号

令和2年2月23日執行予定の草津市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第81条の規定に基づき告示する。

令和2年2月7日

草津市選挙管理委員会

委員長 本間道明

選挙長

草津市志那町391番地

本間道明

選挙長の職務を代理すべき者

草津市若竹町1番5号

園泰弘

(令和2年2月7日揭示済み)

草選委告示第3号

令和2年2月23日執行予定の草津市長選挙における各投票区の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第25条の規定に基づき、告示する。

令和2年2月7日

草津市選挙管理委員会

委員長 本間道明

投票管理者およびその職務を代理すべき者

別紙のとおり (略)

(令和2年2月7日揭示済み)

草選委告示第4号

令和2年2月23日執行予定の草津市長選挙における期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7の規定により読み替えて適用する同施行令第25条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年2月7日

草津市選挙管理委員会

委員長 本間道明

期日前投票所の投票管理者および職務を行うべき日
別紙のとおり (略)
期日前投票所の投票管理者職務代理者および代理として職務を行うべき日
別紙のとおり (略)

(令和2年2月7日揭示済み)

草選委告示第5号

令和2年2月23日執行予定の草津市長選挙における草津市選挙ポスター掲示場設置条例(昭和58年草津市条例第2号)第1条の規定により設置するポスター掲示場の掲示区画の数を次のとおり定める。

令和2年2月7日

草津市選挙管理委員会
委員長 本間道明

掲示区画の数 6区画

(令和2年2月7日揭示済み)

草選委告示第6号

令和2年2月23日執行予定の草津市長選挙におけるポスター掲示場の設置する場所を別紙のとおり定める。

令和2年2月7日

草津市選挙管理委員会
委員長 本間道明

ポスター掲示場の設置場所 別紙のとおり(略)

(令和2年2月7日揭示済み)

草選委告示第7号

令和2年2月23日執行予定の草津市長選挙における選挙長の公印を次のとおり定める。

令和2年2月7日

草津市選挙管理委員会
委員長 本間道明

選挙長の公印



(令和2年2月7日揭示済み)

草選委告示第8号

令和2年3月の定時登録において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録を行う日を次のとおり定めたので、同法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月7日

草津市選挙管理委員会
委員長 本間道明

登録日 令和2年3月2日(月)

(令和2年2月7日揭示済み)

草選委告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならび

に地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和2年2月15日現在において、次のとおりである。

令和2年2月15日

草津市選挙管理委員会
委員長 本間道明

50分の1の数 2,165人
6分の1の数 18,037人
3分の1の数 36,073人

(令和2年2月15日揭示済み)

選挙管理委員会公告

公告第1号

令和2年2月23日執行予定の草津市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第1項の規定による個人演説会等の施設の設備の程度を次のとおり定める。

令和2年2月7日

草津市長
草津市教育長
滋賀県立草津高等学校長
滋賀県立草津東高等学校長
滋賀県立湖南農業高等学校長
滋賀県立玉川高等学校長
綾羽高等学校長
光泉中・高等学校長
草津幼稚園長
信愛幼稚園長
若竹幼稚園長
草津カトリック幼稚園長
あゆみこども園長
洪川あゆみこども園長
すぎのここども園長
さくらがおかこども園長

たちばな大路こども園長
認定こども園みのり園長
さくら坂こども園長
くさつ優愛保育園モンチ園長
さくら坂東こども園長
滋賀県立草津養護学校長
市営住宅笠縫団地集会所管理者
市営住宅矢倉団地集会所管理者
市営住宅玄甫団地集会所管理者
市営住宅常盤団地集会所管理者

個人演説会等の施設の設備程度 別紙のとおり

| 施設名称 | 種別 | 面積 | 設備 | | | | 備 | 備 | 備 | 備 | | |
|-----------------|-----|-------|----|---|---|-----------------------------|----|---|--------|---|---|---|
| | | | 電 | 音 | 音 | 音 | | | | | | |
| 1 草津市立ふけこども園 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×100 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 1 |
| 2 草津市立矢倉集会所 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 1 |
| 3 草津市立若竹集会所 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×9 | 1 | 1 | 100×9 | 1 | 1 | 1 |
| 4 草津市立玄甫集会所 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×9 | 1 | 1 | 100×9 | 1 | 1 | 1 |
| 5 草津市立山田こども園 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×10 | 1 | 1 | 100×10 | 1 | 1 | 1 |
| 6 草津市立笠縫集会所 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 1 |
| 7 草津市立笠縫東こども園 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 320×210 100×15 600×21 | 1 | 1 | 100×20 | 1 | 1 | 1 |
| 8 草津市立常盤集会所 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×9 | 1 | 1 | 100×9 | 1 | 1 | 1 |
| 9 草津市立信愛集会所 | 遊戯室 | 830 | 1 | 1 | 1 | 100×9 | 1 | 1 | 100×9 | 1 | 1 | 1 |
| 10 草津市立若竹集会所 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 1 |
| 11 草津市立山田こども園 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 800×12 | 1 | 1 | 100×1 | 1 | 1 | 1 |
| 12 草津市立笠縫西こども園 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 1 |
| 13 草津市立矢倉集会所 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 100×15 | 1 | 1 | 1 |
| 14 草津市立草津中央こども園 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 1100×6 | 1 | 1 | 100×12 | 1 | 1 | 1 |
| 15 草津市立常盤集会所 | 遊戯室 | 1,130 | 1 | 1 | 1 | 320×210 | 50 | 1 | 320×21 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | | | |
|----|--------------|-----|------|-------|--------|--------|--|---|
| 49 | 後継高千穂長 | 所有権 | 1856 | 9,000 | 25,675 | 26,902 | | 準 |
| 50 | 経費取立金(土地改良費) | 所有権 | 7000 | 9,000 | 25,675 | 26,902 | | 準 |

| 施設の名目 | 種別 | 面積 | 取得費 | | | | 備考 |
|-------|----------------|------|-----|-------|---------|-------|----|
| | | | 取得費 | 償却費 | 減価償却累計額 | 残存価額 | |
| 51 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 107 | 1,400 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 52 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 133 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 53 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 133 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 54 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 109 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 55 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 100 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 56 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 111 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 57 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 113 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 58 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 110 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 59 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 122 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 60 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 100 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 61 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 128 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 62 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 100 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 63 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 120 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |
| 64 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 115 | 1,200 | 1,400 | 1,400 | 2 |

| 施設の名目 | 種別 | 面積 | 取得費 | | | | 備考 | |
|-------|----------------|------|-----|--------|---------|--------|--------|---|
| | | | 取得費 | 償却費 | 減価償却累計額 | 残存価額 | | |
| 65 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 422 | 12,000 | 18,200 | 14,200 | 28,000 | 2 |
| | | | | 18,000 | 21,200 | 27,000 | 42,000 | |
| | | | | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | |
| 66 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 100 | 2,000 | 1,700 | 4,200 | 6,700 | 2 |

| 施設の名目 | 種別 | 面積 | 取得費 | | | | 備考 | |
|-------|----------------|------|-----|--------|---------|-------|--------|---|
| | | | 取得費 | 償却費 | 減価償却累計額 | 残存価額 | | |
| 67 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 110 | 11,000 | 10,000 | 1,100 | 25,100 | 2 |

| 施設の名目 | 種別 | 面積 | 取得費 | | | | 備考 | |
|-------|----------------|------|-----|--------|---------|--------|---------|---|
| | | | 取得費 | 償却費 | 減価償却累計額 | 残存価額 | | |
| 68 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 100 | 18,000 | 23,000 | 29,200 | 91,500 | 2 |
| | | | | 25,000 | 48,000 | 24,500 | 136,000 | |
| | | | | 11,000 | 11,000 | 11,000 | 11,000 | |

| 施設の名目 | 種別 | 面積 | 取得費 | | | | 備考 | |
|-------|----------------|------|-----|-------|---------|-------|-------|---|
| | | | 取得費 | 償却費 | 減価償却累計額 | 残存価額 | | |
| 69 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 133 | 1,100 | 1,200 | 1,400 | 2,400 | 2 |
| 70 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 133 | 1,100 | 1,200 | 1,400 | 2,400 | 2 |
| 71 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 113 | 1,100 | 1,500 | 2,000 | 2,600 | 2 |
| 72 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 111 | 1,100 | 1,200 | 2,000 | 2,400 | 2 |

| 施設の名目 | 種別 | 面積 | 取得費 | | | | 備考 | |
|-------|----------------|------|-----|-------|---------|-------|--------|---|
| | | | 取得費 | 償却費 | 減価償却累計額 | 残存価額 | | |
| 73 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 100 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 12,000 | 2 |

| 施設の名目 | 種別 | 面積 | 取得費 | | | | 備考 |
|-------|----------------|------|-----|-------|---------|--------|----|
| | | | 取得費 | 償却費 | 減価償却累計額 | 残存価額 | |
| 74 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 110 | 9,000 | 20,000 | 40,200 | 1 |
| 75 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 110 | 9,000 | 25,000 | 26,000 | 1 |
| 76 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 110 | 9,000 | 25,000 | 26,000 | 1 |
| 77 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 110 | 9,000 | 25,000 | 26,000 | 1 |

| 施設の名目 | 種別 | 面積 | 取得費 | | | | 備考 |
|-------|----------------|------|-----|-------|---------|-------|----|
| | | | 取得費 | 償却費 | 減価償却累計額 | 残存価額 | |
| 78 | 草津市立浄水場まつりセンター | 大会議室 | 180 | 3,100 | 1,200 | 1,400 | 5 |

- 69～78 草津市立浄水場まつりセンター
- ① 大会議室(取得)費の取得費が異なる施設
 - ② 取得費が異なる施設
 - ③ 取得費が異なる施設
 - ④ 取得費が異なる施設
 - ⑤ 取得費が異なる施設
 - ⑥ 取得費が異なる施設
 - ⑦ 取得費が異なる施設
 - ⑧ 取得費が異なる施設

※ 取得費を算出する場合は、取得費に付する他の取得費を使用する場合があること、別途記載の上で表示すること、使用回数に基づいて異なること

(令和2年2月7日揭示済み)

